

令和3年度第1回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

- ◇ 日 時 令和4年3月11日（金） 午前10時00分～午前12時00分
- ◇ 場 所 オンライン開催
- ◇ 報 告 （1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について
（2）市民後見人候補者の養成について
（3）三井住友銀行、みなと銀行との権利擁護に係る協定の締結について
- ◇ 協議事項（1）中核機関への移行及び権利擁護施策の拡充について

1. 分科会長等の互選

分科会長に種谷委員、副分科会長に植戸委員を選任。

2. 報告（1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について

事務局より資料3の説明。

（意見、質問なし）

3. 報告（2）市民後見人候補者の養成について

事務局より資料4の説明。

（意見、質問なし）

4. 報告（3）銀行との権利擁護に係る協定の締結について

事務局より資料5の説明。

○委員

協定項目の（1）が具体的なイメージが湧かない。この認知機能精密検査結果を活用することによって、具体的に何ができるようになるのか。

●事務局

精密検査結果には認知症かどうかを書いてある。それを銀行窓口を持っていけば、必ず預金取引に応じられるわけではないが、判断材料の1つとして銀行が取り扱うようになる。それによって、認知症の方の家族や無権代理人が出金、あるいは口座の解約等ができる。認知症であることを証明するためには、改めて医療機関に受診して診断書を取ることが必

要であったかもしれないが、精密検査の結果をその代わりに使えるということで、その手間が省けることになる。

○委員

認知症であることがこの資料によって分かり、一緒に同行された親族の預金取引が可能だということになるのか。わざわざ後見人をつけなくても、それに対応してもらえるということか。

●事務局

後見人をつけるのは大前提であるが、後見人をつけなくても、単発で終わるような案件については、単発の案件として銀行が対応することになる。ただし、継続的に取引を続けるようであれば、成年後見は必要になってくる。

○委員

今、神戸市からも説明があったが、大前提として、後見制度を使いましょうというのが。しかし、緊急でというか、当面というか、施設の利用料とか病院の支払いとかを急にしないといけない方について、家族では対応できなくて支払いに困るようなときに、神戸市では従前から診断費用を出している。神戸市は認知機能精密検査の費用を助成していて、その結果を持っていけば、例えば病院の診断結果を持っていかなくても支払いに対応してもらえる。

ただし、支払いといっても、多分、施設からの請求書とか、病院の請求書とかを持って行って、それに見合う金額を出金するのか、あるいは振込でないと対応しないとか、そういう対応は厳しく銀行でされているという理解である。

●事務局

今回の趣旨としては、成年後見制度利用までの間のつなぎ的な、必要やむを得ず取引をせざるを得ないケースへの対応ということである。そういったこともあり、取引の対象となるものについては、必要欠かさざるものということで、医療費、介護費、光熱水費等に限定されると銀行からは聞いている。

ただ、振込になるか、実際現金を下ろすかについては、銀行ごとに対応が異なっている部分があるので、これについては統一的に、こちらからこうしてくださいと示すものではない。

成年後見制度利用までの間の一時的な取引であるので、今回の連携協定の取組の中の銀行から市社協への取次ぎにもつながってくる。相談支援の中で支援を必要とする方を把握

した場合は社協へつないでいるところであり、銀行にも協定を通じてお願いしているということである。

○委員

協定項目が3つあるが、これはあくまでも、この2行に限ってということか。例えば、銀行協会からの考え方はどの銀行にも当てはまると思うが、この神戸モデルの検査結果を持って行って、診断書に代わるのは、この2行だけか。また、他行でも認知症という診断書を持っていけば、一時的に家族が必要な経費を引き出すことができるという考え方でよいか。

○委員

従前からおそらく各銀行は、そのような状況に置いては、個別対応を適宜していたようである。全銀協の考え方が示されたことで、ある意味銀行の対応にお墨つきが与えられた状況となり、さらに今回の協定で、2行に関しては、精密検査結果を持っていけば、よりスムーズに対応できるようになるという理解である。

●事務局

協定を結んだ2行については、各支店においても取扱いを統一することになった。他の金融機関については、支店ごとに個別に対応していて、場合によっては資料の1つとして使われるところもあるかもしれないが、統一的な取扱いをするのは、この2行だけである。

○委員

二点質問する。一点目は、昨年10月1日からこの協定を結んでから約半年が経過したが、この間、神戸市と2行との具体的なその後のコミュニケーションはどのような形でされているのか。

もう一点は、私が日常経験していることであるが、少額な資金の移動であれば、家族が銀行で行っているのが現状である。やはり、こういうことが必要となるのは、多額な費用を一回で引き出す場合となると、一番危惧することは大量な資金の移動が考えられる。例えば、施設への支払いレベルのものは、多くて20万円、30万円である。その辺を踏まえると、やはり何かリスクなことが予測される。この協定で、そういう安全性がどれだけ担保できるのかということが不安である。銀行窓口で何かおかしいと思ったら、従前は成年後見のルートを紹介して、それなりの手続をしてもらっていたと思う。それをしないと、高いリスクがあると思うがいかがか。

●事務局

一点目については、今現在、実績はまだ上がってきてない状況。

○委員

3番目の項目は、上がってきていてもおかしくないと思うので、またこのような機会があれば報告してもらえたらと思う。

二点目の質問については、精密診断結果で対応するとリスクがあるのではないか、きちんと後見制度につなげるべきではないか、診断結果ですっと出金できれば、後見制度につながらないのではないかというような質問であったかと思う。まず、施設の利用料の請求書、病院の請求書、光熱費の請求書の類いがないと金融機関は出金や振込に応じないのが大前提である。例えば何百万円を出金したい、あるいは振り込みたいと言っても、恐らく応じないと理解している。とすると、その懸念はないかと思うが、それで支払いができていますので、後見制度の利用につながらないのではないかという質問に関しては正しいと思う。これについてはいかがか。

●事務局

今回この協定により、取引の対象を拡大する、あるいは金額を拡大するといったことは想定されていない。あくまで従前から銀行が無権代理取引において対応していた範囲の中で対応するということである。その中で、本人の心身状況を確認する際に、認知症神戸モデルの診断書を活用することもあるという対応の範囲にとどまる。

よって多額の金額が今回の協定に基づいて動くことはないという理解している。やはり銀行もリスク管理を大事にしているところであり、協定を締結するに当たって協議する中で、今回は神戸市から何か拡大を求めていくことはないということである。

取引ができるのであれば、後見制度の利用につながらないのではないかという点については私たちも懸念している。銀行で制度の利用が必要な人を把握した場合、社協のパンフレット類も配架し、社協へ直接つないで早期の相談支援を積極的に進めていく、そういう2層構造で進めていきたいと思っている。

○委員

委員、質問について解決したか。

○委員

日常の経費の支払いは、現状はどの銀行でもATMでほとんどできるので、親族による代理は既に行われているのが実態だと思う。よって、そのレベルのことでの緩和と言われ

でもしっくりこない。

●事務局

銀行に実態を聞いていても、窓口での取引対応しているケースが少ないのは事実かと思う。何らかの形で家族が、推奨される話ではないが、暗証番号を知っていて対応しているのが大多数かと思うが、その中で、困難になるケースを対応していくために進めているものである。

○委員

暗証番号を分かっていると、1日に50万円出せたりするということがあるが、今回の協定は、暗証番号も分からず、親などが急に施設に入ったり入院されたりした際に、請求が2、30万円来た時などの窓口取引での対応かと思う。

○委員

今話を聞いていて、家族が困るであろうと思ったことは、本人が、例えばみなと銀行にはかなりの預金があるのに、何らかの理由で、どこかから多額の借金をし、その借金を返さないために、抵当に入れていた自宅を追い出されるような場合である。このように、預金があるのに、取引ができず、返せないというときにも協定が使えるかと思った。

○委員

おそらくその場合は後見制度を使ってくださいということになるかと思う。

○委員

ただ、後見人をつける暇がなくて、借金を返すリミットが来ている家族にしたらパニックかと思うが。

○委員

後見制度の中に保全というものがある。後見人を立てようとする、1～3か月かかるが、保全で財産管理とか財産管理人をつけたりする方法を取れば、1～3日くらいで財産管理人をつけて、対応してもらうことが法律的に可能である。

○委員

分かった。

○委員

二点意見がある。一点目は、通常、何度も窓口で同じ方の代理取引が行われることは想定していないと思うが、一方で、三井住友銀行などの窓口は支店規模が大きいので、担当者は入れ替わり立ち替わりするとなると、取引の継続性を把握するのが難しいと思う。

例えば、施設費の支払いなどは、後見人につながるきっかけであると思うが、一方で親族から見ると、後見制度が負担で、かつ継続的に代理取引ができているとなると、結果的には、成年後見制度を促進するようなことではないと思うところがある。これについては、銀行側で代理取引をしたという情報を、きっちりと管理してもらい、神戸市としても、銀行で代理取引が継続に行われることによって、相談につながらないということを、よいのか悪いのかも含めて、一定の情報の把握をしてもらいたい。

二点目は、資料の（３）の最終行、両行の提供するサービスについてである。銀行が提供するサービス、家族信託の信託案件とかの商品を紹介することが想定されているかもしれないが、多くの高齢者の方は通常の方よりも判断力が、後見ではなくても低下しているので、より丁寧な説明が必要だと感じている。

一方で、私たち後見人は、被後見人が銀行からなぜこんな商品を買わされているのかと、多額の商品を買わされているような案件に出会うこともあり、神戸市と提携しているということを踏まえて商品が提供されていくことに不安感があるので、より丁寧な説明が必要になると思う。神戸市も、商品提供の宣伝に使われてしまうような怖さもあるので、この辺りの情報の把握もきっちりしてもらいたいと思う。

●事務局

一点目だが、三井住友のような大きい銀行であれば、取引の継続性も想定される。最初の段階で、しっかり成年後見制度につなぐための制度周知をこれまで以上にしてもらうことを、両行にお願いしている。その上で、継続して取引するということは、今回の協定に関わらず、従来からあった問題である。銀行もリスクにつながる話であるので、一回限りの限定的な対応にするということをしっかりと伝えているところであり、協定を締結したから、対応を継続していくとか、拡大していくとか、そういったことはないのがお互いの認識である。

二点目の、両行が提供するサービスについては、社協に相談者が相談に訪れた際に、この両行の預金口座を持っていて、何らかの対応が必要という場合である。サービスという表現をこの資料ではしているが、実際には定期預金の解約とか、カードの再発行とか、そういった預金そのものに関わる部分の必要性を把握したときに、社協から両行に案内することを想定している。よって、何らかの商品を提供するようなものは想定していない。

○委員

利用促進に関する内容も含めて協定を締結しているが、３月７日から三井住友は、法人

も個人も、後見人が窓口業務で対応してもらえなくなった。これは利用促進が進んでいる中で、三井住友だけが逆行していると言われている。今後、三井住友とこの協定の中でやりとりを思うので、窓口業務を縮小するのは財政的な理由などあると思うが、後見業務をする専門職からすると、かなり業務がやりにくくなっていつてしまっている現状は伝えてもらいたいと感じている。

○委員

3月7日から何が行われたのか。

○委員

後見人が届出した後の窓口業務が、神戸市内で3行だけしかできなくなった。

○委員

扱ってもらえる支店が3つになったということか。

○委員

そういうこと。神戸営業部と灘支店と兵庫支店でしかできなくなった。

○委員

従前は全支店で扱ってもらえていたものが、3支店だけの対応になり、その3支店に、遠方の方も行かないといけなくなったということか。

○委員

そういうこと。神戸の西のほうだったら、明石支店に行くという手段もあるにはあるが。

○委員

三井住友はそういうかじを切ったと聞いているが、確かに利用促進に逆行するといえれば逆行する話ではあるので、神戸市でもできる限り申入れはしていただきたいという話かと思う。

○委員

その他意見はあるか。(なし)

○委員

神戸市においては、検査結果が使われることによって、後見制度が使われなくなり、その結果、本人の支援につながらないことを、皆、懸念している状況かと思う。それについては、三井住友、みなとと連携をしていく中で、注意をしてもらうようお願いしたい。

5. 協議事項(1) 中核機関への移行及び権利擁護施策の拡充について

事務局より資料6～8の説明。

○委員

あんしんすこやかセンターとして、聞きたいことがある。日常生活自立支援事業の利用促進という中で、なかなか契約に至らず、利用につながっていないケースが多いということだが、私たちも関わる中で、相談があったときには滞納していたりとか、電気が止まっていたりとかで、債務がある場合もある。最近、特に認知症の高齢者で独居が増えていたりとか、親族と関係性が薄かったりということで、利用につながらないことが多くなってきているような実感はある。

そこで日常生活支援事業について何回か相談はしたが、結局、そういう債務のことなどでひっかかってしまったり、返済計画で収支の確認がなかなかできないことが問題になっていて、そういう場合に、今後の潜在的な利用者の掘り起こしにおいて、実際どういう形で掘り起こしたりとか、どういう形で一緒にアプローチしてもらえたりするのか、聞きたい。

●事務局

具体的には相談員を増員することにより、相談時に手厚い相談でフォローしていく形になる。これまで体制上、そこまでフォローできなかった部分にも、もう少し手厚くフォローしていく形で利用者を増やしていきたいと考えている。

○委員

委員、利用したい方がいるが、なかなかつながらないということか。

○委員

そう。そこで難しいかなと思って、諦めてしまったり、成年後見を使おうとしても、親族と、なかなか連絡が取れなかったり、いろいろ難しいところがあった。例えば、同行訪問なども検討しているのか。

●事務局

同行訪問含めての対応になるかと考えている。今回、契約件数を増やしていくことにおいて、体制を拡充するのに、支援員を増やすのか、専門員を増やすのかという議論もあったが、まず、難しい課題を抱えていて、つながらない方を掘り起こしていくという意味では、専門員を増やす必要性が高いと判断している。

専門員の関わり方についても、1人の専門員が当初の相談を受けて、利用契約の決定に至るまで関わっていくのか、あるいは専門員の活動を、業務というか、分割をして効率化

というか、そういった方法を取っていくのか、進め方については、社協と協議をしているところである。

いずれにしても、こういった状況にいる方が、たくさんいることが見えてきているので、早急に進めていきたいと考えている。

○委員

今の課題は、随分前から言われていることで、これは成年後見の課題だけではないと思うが、あんしんすこやかセンターにしても、障害者相談支援センターにしても、社協にしても、やはり民間なので、どこに独居高齢者がいるとか、どこに障害者がいるとかという情報を持っていない。あんすこセンターが相談を受けて、かなり深刻な状況になっているとか、障害者相談支援センターが何らかの形で接触があったときには、かなり深刻になっていることがある。

だから、これは別に神戸市の問題ではないが、やはり措置から契約になったことで、民間では相談に来たときに、やっとその人の存在が分かる。でも、そのときには状況が深刻化しているということがどこにも見られる状況だと思うので、神戸市として、成年後見だけではないが、潜在的なニーズを持った高齢者や障害者を、どうやって把握していくのか。大きな問題だが、全てに関わってくるのかと思うので、考えてもらえたらと思う。

あんすこセンターが今指摘したのは、本当にそのとおりかと思うので、相談に来たときには、既にかなり深刻になっていて、その人たちをどう自立支援事業につなぐのかということは、専門員を増やすとか、それは絶対必要なことかと思うが、そうならない前に、やっぱり予防的なことも一方で必要かと感じた。

○委員

日常生活自立支援事業を神戸市で使おうと思っても、なかなか使えないのは、結構現場では当たり前というか、残念なこと。そういうことはあるので、予算が伴うことなので難しいのかもしれないが、専門員、支援員はぜひ、第2期計画でも、充実しないといけないという話になっているので、頑張ってもらいたいと思う。

他に何かあるか。

○委員

支援員と専門員が違うと理解したのだが、具体的にはどのように違うのか教えてほしい。

●事務局

専門員は実際に相談に乗って、対応等を決めていく、計画をつくっていくような方にな

るが、支援員はあくまで補助というか、実際にお金を下ろして、そのお金を届けるとか、そういった現場の手伝いを行っている。

○委員

補足すると、専門員はその家庭というか本人の問題点を把握して、その方の課題を解決するためには、こういう支援が必要だという計画みたいなものを立てる。実際にその計画に従って、例えば銀行に行ってお金を下ろして、本人に、例えば2週間に1回決められた金額を届けるとか、そういうことをするのが支援員である。

よって、専門員がそれなりに力量のある方がつくると、本人の支援がすごく充実したものになったり、在宅生活が維持できたりというイメージを持っている。何か補足があれば。

○委員

支援員と専門員の違いは分かった。

専門員はどういう資格のある方がなるのか。支援員を増やすというような計画だが、具体的には何名ぐらい、どういう方法で増やしていこうと考えているのか。それから、一般の方が専門員にアプローチするまでの期間に、どのような場所、期間を経過するのかという具体的なイメージを教えてください。

●事務局

専門員については、資格が必須ではないが、社会福祉士等の専門的な資格を持っている方も多々いるし、そういった仕事にこれまで就いていたということで、専門的な知識を有している方が多い。

初期に相談を受けて、その方の生活状況等を確認した後、支援計画を策定し、実際のサービスの提供に至るまでは、大体二、三か月ぐらいはかかる状況になっている。

増員については5名予定している。相談を手厚くすることになるので、相談時に、今までであれば収支の予定とかが立たずに断っていた案件についても、今後は掘り起こしていく形ができる。

●事務局

補足すると、今、相談については、ケアマネジャーからの相談が非常に多い。3割ぐらい。あとは区役所等の行政機関や、あんしんすこやかセンターなどがある。よって、個別に、既に何らかの形で支援であったり、関わりがあったりする方についての相談を社協に持ってきてもらうというのが今の流れではある。

深刻化する前にというのは、大事だが、今回の国の第2期計画でもあるように、重層的

な支援でいろいろな部分に関わってくるところを、いかに社協が吸い上げていくかというのが、この権利擁護や、日常生活事業については大事になってくるかと思っている。

専門員を増員することによって、早期相談支援につなげていくことや、関係機関にも周知していくことが、これから大事かと考えている。

○委員

例えば独り暮らしの知的障害の方だったり、精神障害の方だったり、結局、サービスを使うことで障害者相談支援センターが関わっていることが多いと思う。金銭管理までは、サービスの部分ではあまり踏み込まないと思うが、やはりこの方は金銭管理が大丈夫かと思ったときには、あんしんすこやかセンターに相談支援センターから連絡をすれば、深刻になる前に、こういった事業が使えるのかもしれないというケースもあるみたいなので、相談支援センターで、市内の支援センターなどに周知して、ちょっと心配かなと思ったら、どんどん相談をしてもらったらいいかと、深刻になる前にそうしたらいいかと思う。

○委員

他にあるか。

○委員

資料8-2の今後の拡充の中で、アウトリーチの実施の部分が上がっている。これについてアンケートの中でも、センターのアウトリーチが期待されているところで、今のセンターのマンパワーの中で、神戸市内を、全てアウトリーチをこなしていくのは、恐らく難しいだろうと考えている。

一方で、資料7-1の新しいポンチ絵が出てきているわけだが、今後目指していく形は、地域共生社会の実現が究極の目的になり、様々なネットワークが間にある中で、この権利擁護支援も1つ目的になっていく、地域共生社会を実現していくための中で、成年後見にすぐつなぐことなのかどうなのか分からない中で、これがつながれて、全てをアウトリーチしていくのはなかなか難しいところである。

やはりセンターは後見に関するマネジメントが重要である。同行相談とかも、神戸市に仕組みがあったり、リーガルサポートであったり、恐らく他団体でもそういう同行相談ができるような仕組みがあったり、法テラスの特定援助の分で使えるとか、いろんなつながりが複雑化してしまっているところがあるので、まずセンターがマネジメントに撤するところはある。要するに、後見が必要と思ったときに、センターに相談をすることで、きっちりとさばいてくれるということがあったほうがいいのではないかと。全てアウトリーチまで、

全部センターでこなしていきますというのは、非常に限界があるのではないかなと思う。

その一方で、8-2で後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化というところで、親族後見人向けに研修会を開いたり、個別相談会を行ったりというところも、今後このような件数が増えてくると、非常に事案として増えてくるのではないかなと思う。

一方で、新しいポンチ絵、7-1の2枚目を見てもらうと、今まで後見人と本人が中央にいたものが、後見人も1つのチームの中の一員であるという新しい図になっていく中で、親族後見人も全てを担うわけではなく、チームの1人だとなるのであれば、その後見人に対する支援部分が非常に重要になってくるが、今まで私もセンターの相談員として親族後見人の相談をほとんど受けることがない中で、今後この辺りをどう考えていくのか、聞きたい。

○委員

一点目、センターのマンパワーを考えると、アウトリーチは難しいのではないかなということについては、既にある今のいろいろな仕組み、具体的にはリーガルがやっている同行支援とか、法テラスの出張費用とかそういう制度や、あるいは弁護士会も区に担当者がそれぞれいて、2か月に1回、区に弁護士が行って、その場で、あんしんすこやかセンターからの相談とか、そういう対応をする仕組みが既にある。そういうのを活用していくべきであって、センターはマネジメントに集中すべきではないか、そういう意見だったかと思う。

○委員

神戸市にも協定の仕組みがあり、弁護士会と司法書士会との間で協定を結んでいる、この仕組みの中でも同行相談や、申立書作成支援が可能な仕組みも、仕組みとしてはあるということ。

○委員

センターはそのマネジメントに撤すべきであって、そもそもセンター職員がアウトリーチに行くのはいかがなものか、今のあるところを、きっちり活用できる状況をつくるべきではないかと、そういう意見かと思うが、いかがか。

●事務局

全くそのとおりである。アウトリーチについては、本当に全ての案件に要請があって、出向いていくということは、マンパワーの面からも現実的ではないと考えている。ただ、アウトリーチをしてまで、同行訪問が求められるようなケースがどんなケースなのかとい

うところが重要かと思う。

そうしたときに関係機関が、権利擁護に関する情報や知識が不足していることも、今日の資料にアンケート結果を示してはいないが、そういったものも回答の中で見えてきている。したがって、個々のケースにアウトリーチをし、解決に導いていくよりも、関係機関への情報の周知や、日頃の連携を深めていくことによって、そこで解決できるものは解決していったり、アウトリーチについても、手法によってはオンラインを通じての助言やアドバイスといったりすることも可能かと思う。

そういった中で今回、国の資料上は、連携ネットワークの中に権利擁護支援のネットワークで、真ん中の絵の中で位置づけられている。既に地域資源の中で有効なネットワークや有効な施策が当然あるので、新たにアウトリーチによって対応していくよりも、そういった有効な資源を活用していくために社協が注力していくのが、大事かと考えている。

ただ、そこに至るまでにも、個々の具体例を通じてどのように進めていくか、どのようにやるのが最も支援の必要な方にとってよいのかと考えている。

確かに、支援のつなぎという役割が一番重要になってくるというのは、取組の中では感じているところではある。

○委員

包括の職員の底上げもあるかと思うが、具体的に今言ったようなことについて、何かモデル事業みたいなのを立ち上げるとか、そういうことは、検討はしていないのか。

●事務局

実際の体制を拡充するといったところで、際限なく体制を拡充できるわけでもないの、できる範囲でということになってくると、ある程度どこかに絞るところからスタートするかと思っている。区であるのか、あるいはこういう相談の内容であればというようにするのか、これから社協と詰めていきたいと考えている。

○委員

どこかの区をモデル区みたいな形にして、そこでどういう困り事があるのかを把握して、今の成年後見支援センターでどういうマネジメントができるのか、それほどお金がかかるわけではないと思うので、考えられたらよいと思うが、いかがか。

●事務局

非常に貴重な意見かと思う。確かにやってみないと分からない部分はあり、いきなり広く入るのは現実的ではないと思うので、参考に進めていきたいと思う。

○委員

二点目、親族後見人への支援についてはなかなか難しい問題かと思うが、どのように具体的に考えているのか。

●事務局

具体的な取組は、今後これから検討していくことにはなるが、やはりオンライン等の相談ツール、あるいは研修のツールをいろいろ検討して、いろんな方が研修等を受けやすくするような仕組みをつくり、知識の取得や、事例の研究を進めて、本人の資質向上を図れるような体制をつくりたいと考えている。具体的な方法は、まだ検討中である。

○委員

現状ある専門相談会も、実際、市民後見人の財産目録とかのチェックをしたりしているわけなので、書き方などに関して、もう少し親族後見人にも門戸を広げていくとか、研修会と言っても、なかなかそれだけで集まるものでもないのかなと思う。やはり個々の具体的な悩みの相談など、今の既存の仕組みの中でとなると、そういうところぐらいしかないのであれば、新たなものも検討してもらえたらと思う。

●事務局

補足すると、やはり親族後見人の、受任されてから、思っていたのと違うとか、活動する中で悩み事あるかと思う。そういう意味で、初期の段階での支援が非常に重要になってくるかと思っているので、初期支援も中心に考えていきたいと考えている。

○委員

親族の後見人の方が、困ったとかというときって、例えば、相談会とかがあるのでしょいうが、そういうことを知らなくて、困っていたら、ここに聞いたらよいみたいな情報提供はどうしているのか。

例えば、家裁にいろいろと報告書を出すけど、そのときに、もし分からなかったら、こういうところに聞けばよいみたいなことを情報提供しているのか。あるいは、親族後見人がついたら、あとは自分で勝手にやってくれみたいな、困ったときに自分からあっちこっち探し回らないといけないのか、その辺り、何かサポート的な仕組みがあるのであれば教えてほしい。

○委員

親族後見人のフォローの話があるが、それに関しては、今まだ動き始めたばかりで、実働はないかと思う。

大阪では、親族後見人に対して、後見監督人を期間限定でつけ、独り立ちできるまで後見人をサポートするという制度を取ろうかという動きがあるようだ。つまり、後見人になる方が不安で、いろいろ困るという場合には、そういう方をつけようという動きである。後見は未来永劫、あるところまで最終的に続くわけだが、あくまで期間限定でサポートをつける。非常にかゆいところに手の届く制度を始めるのかなと私は聞いている。

○委員

今の制度は、そういうことを試行的に裁判所がやり始めようとしていて、やり始めているのが大阪家裁であったりするのだが、その話は後にするとして、現状として、何かそういう支援をする仕組みがあるかと言われたら、神戸にはないという理解でよいか。

●事務局

相談してもらえれば、区役所であるとか、あんすこセンターであるとか、親族後見人の相談も成年後見支援センターで受けている。

○委員

私の説明が悪かった。親族後見人向けの相談会と名を打ったものがあるというわけでは、現状ではないという理解だが、成年後見支援センターの弁護士とか司法書士が担当する相談のときに申し込んで、親族後見人が書き方とかを聞けば、対応することは可能な状態になってはいる。

○委員

さきほど紹介されたものは、今、総合支援型監督人という言い方をされていて、大阪家裁では既に正式な運用が開始されている。神戸家裁においても、昨年の夏から試行運用期間に入っているのだが、いろいろと要件があるので、それに適する事案がなかなか見当たらない。特に親族がそもそも候補者になっておられる開始事件が非常に少ない実情もあり、なかなか総合支援型監督人の試行運用が開始できない状況にはある。

さきほどの後見人支援の話に戻って話しをすると、恐らく、親族後見人といっても、多分、神戸市では、誰が後見人になっているのかを把握する手段が今ないのではないかと思う。先ほどの話はそういうことかと思う。

個人情報なので、神戸家裁から、直接神戸市に、この方が後見人になったと住所とか名前とかを教えるわけにもいかないの、なかなか把握の仕方が難しいと思う。神戸家裁では毎月、新規に選ばれた親族後見人に向けて職務説明会をしている。後見人はこういう仕事をして、毎年こういう報告書を出すのだと教える。後見人の仕事と責任とは、こういうも

のだという話を午前半日ぐらいかけてやるのだが、その職務説明会の機会に、他町においては中核機関の職員が同席して、もしよかったら市に個人情報も教えてもらえないか、その後のサポートをすることができるかと案内している。研修会があれば案内するということで、宣伝をする時間を設けているところもある。

昨年、神戸家裁から市に、家庭裁判所との連携手帳という資料を送っている。この中にも、神戸家裁の職務説明会に見学に来ることが可能だと書いているので、積極的に親族後見人とコミュニケーションを取る機会を取ってもらえたらと家裁としても思っている。

○委員

総合支援型監督人については、もともとは中核機関がやることを想定されていたが、やはり動き出さないところもあり、代わりに家裁が行っていると理解している。

一方で、専門職団体にも供給に限界があるので、大阪のようなやり方が果たして可能なのか、特に大阪のメンバーも非常に不安を感じているところである。したがって、マネジメントをする中で、こういう情報についても、とにかく何か迷ったらつなぐという状態をつくる場所があったらいいのではないかと思う。

また、もともとの話が中核機関で動き出さなかった理由は、最初から個人情報を全部センターが押さえて、それを全部支援しなければいけないという、非常に重たい責任を持っていくところで、動かなくなってしまったところはずごく感じているので、もう少し入口を緩やかな、例えば書き方であったりとか、財産目録の書き方であったりとか、そういう支援は、相談会を案内してもらえたらできるのだろうと思っている。

そこで、個人情報を全部市で管理してやっていこうと話を一気に持っていくと、なかなか実現しない話になってくるかと思うので、本来、細かい判断は、やはり後見人の判断でもらわないといけないが、一般的によく悩みを感じる部分を相談できる窓口を整備するのであれば、かなり早く手がつけられるのではないかと思う。そのようなことを進めていくことも検討してもらえたらと思っている。

○委員

親族後見人がついたときに、その方が自分でてきぱきと財産目録とか収支計算とかが作成できるような方であれば、監督する専門職もそれほど大変ではないが、そうではない場合のときの大変さは、自ら後見人あるいは補佐人に専門職になったほうがいいのではないかというぐらいなことが正直ある。そのような意見を踏まえて、いきなり丸抱えを中核機関がすることは難しいかもしれないが、書き方の説明会とか、そういう形から始めてはど

うかと、そういう提案と理解してよろしいか。

○委員

中核機関の役割は、結論を出すという役割ではないと私は思っている。中核機関の役割は、一言で言うと、さばいてくれる、交通整理する場所だと思っている。そういう意味合いで、連携ネットワークという言葉があるように、今の話でも、本当にじくじたるものを感じているのだが、財産管理については、一言聞いてくれたら、神戸市においても、税理士会で十分対応できるわけである。そういうことが、どこに行けば分かる、こういうことはこういう形で聞けばよいという方策を指示するのが中核機関であり、そのときの受け皿をどうしようかということで、例えばこの問題は、税理士会ではどのように整えてくれるのかと投げかければいいのではないか。

そういう意味合いで、あまりに個々でどうやろうかと考える問題ではなくて、どのようなチームをつくるかということが、今の課題であるような気がしている。

●事務局

意見を参考にして、検討していきたい。

○委員

何か他にあるか。

○委員

資料8-2から外れる話だが、前半部分で市長申立ての件数の報告があった。件数が増えているところで、今、弁護士会、司法書士会は申立書類の協定をして、市長申立てに関しては書類作成してもらえるとということだと思うが、直近、医療機関から相談を受けたのは、とある区が申立ての相談を受けたら、医療機関に90枚ぐらいの書類を送って、医療機関に資料を作ってくださいと言うと聞いている。それはおかしいのではないか。

区自体が申立てをするのは大変ということで協定の仕組みもできたと思うが、病院のソーシャルワーカーがその書類を作成できるのかというわけではなくて、親族がいなくて市長申立てという依頼をしているのに、そういうことが起きてしまっている現状があるので、その辺の対応を区に徹底してもらいたいと思うので伝えておく。

○委員

今の話は、市長申立てをするときに、従前は市役所の職員が市長申立ての書類一式を作成していたのを、今はその書類作成の代行をリーガルと弁護士会で受けるという仕組みがあるが、医療機関に90枚ぐらいの資料を作ってくれと、区が言ったということか。

○委員

そう。そういうのが幾つかあると聞いている。

○委員

分かった。そこは、市でも把握してもらいたい。

●事務局

90枚ぐらい書かされるということはこちらも把握はしていないが、現状としては、申立ての書類は区が作成ということで、専門家に書類作成を委託してということはしていても、医療機関に書類を書いてもらうことは、実際行われている。というのも、本人の財産状況や生活状況を一番把握しているのは病院になるので、そういった情報を書いてほしいということをお願いすることはあると認識はしている。

ただ、それだけ大量のものを求めたり、丸投げしたりすることは、こちらも把握してないので、事実確認はこちらもしたいと考えている。

○委員

多分、きちんと説明してもらえた大丈夫だと思うが、少し気になったので、この場で報告させてもらった。

○委員

ほかに何かあるか。(なし)

ないようなので、今の中核機関への移行及び権利擁護施策の拡充については、議論は終わらせてもらう。

○委員

最後に、神戸家裁の考えも聞けたらと思う。特に、先ほどの中核機関の支援の在り方の辺りについて。

○委員

家裁にもよく、親族後見人からどんな相談があるのかという質問があるが、正直、親族後見人からの問合せや相談よりも、最近、頭を悩ましているのが、本人や後見人でない親族からの問合せが非常に多い。問合せというよりも、不満とか苦情とか、そういった類いの話である。そういったことが非常に多いというのが悩みになっている。

親族、後見人の立場とか権限の範囲についてあまり理解がないために、専門職後見人や家裁への理不尽な要求や苦情を述べる方が非常に多い。

また、支援関係者の中でも、施設の方とかケアマネとか、あるいは医療機関でも、割と

小さめのクリニックだと、後見人の立場とか権限の範囲について誤解をされている方がいて、対応に苦慮する場面がある。

基本計画の第1段階として、広報機能を備えたと言う市町は割とあるが、本人の周辺にいる方の後見の開始後の制度リテラシーは、まだまだ低いと家裁としては感じる。もちろん、クレーマーに対しては何を言っても難しいのかもしれないが、広報の在り方として、これから制度の利用を考えている人だけではなくて、利用後の親族とか、周囲の関係者向けの広報も、中核機関としては考えてもらえるといいのかなと思う。

あともう一つ、相談機能のところだが、もちろんアウトリーチ、非常に重要だと思う。支援が本当に必要な方は、自身でも御家族でも必要性を認識されていない方がいるので、そういう方をどう発見していくのかというのが、非常に課題なのかなと思う。

困っている本人とか家族だけではなくて、いろんな立場の方からの相談を吸い上げられるようにしなければならないのではないかなと思っている。特に独居の場合は、その方の状況を意外とよく知っていて、見守っている方がタクシーの運転手だとか、コンビニの店員だとか、そういう方のときもあると思う。金融機関との連携はもちろん必要だが、例えばタクシー会社とか警察とかといった、そういう機関との連携についても広く考えていく必要があるのかなと思う。